

6 輸国第3105号

関税割当公表第TRQ-JP8号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく令和7年度以降
各年度のとうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の関税割当てに
ついて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「日米貿易協定」という。）に基づく割当ての対象となるとうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の各年度における関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年12月13日

最終改正 令和7年11月28日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（日米貿易協定附属書I第B節第3款10に掲げるTRQ-JP8のとうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1108.12号及び第1108.13号に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、

第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号の項で定める数量以内のもの以外のもので、2の用途に使用するもの。以下同じ。)

2 用途

(1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法別表第3505.10号2項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使用するものをいう。以下同じ。）

(2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。）

(3) その他用（(1)及び(2)を除いたものをいう。以下同じ。）

3 各年度における合計割当数量 3, 250 t

4 各年度における通関期限 関税割当証明書の割当年月日の属する年度の
末日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省農産局地域作物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。

1 各年度における提出期間

(1) 第1回割当て

期間開始日 関税割当てを希望する年度（以下「割当年度」という。）の
前年度の1月第2火曜日

期間終了日 期間開始日の4週間後の週の月曜日

(2) 第2回割当て

期間開始日 7月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(3) 第3回割当て

期間開始日 12月第2火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。

(2) 及び (3) の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）と各提出期間の開始日の4週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。

なお、(2) 及び (3) の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の2週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

第1の2に定める用途ごとに次の全ての要件を満たす者

1 糖化用

- (1) とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を原料として糖化製品を製造すること又は輸入でん粉を糖化製品の原料として販売することを事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、法人格を有さない団体にあつては

団体規約の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者

- (2) 第1の2の(1)の用途に従って割当てを受けたアメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第15の6に掲げる調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらの者を構成員とする団体又は個人事業者
- (3) 割当年度の前年度又は割当年度において、第14の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

2 化工でん粉用

- (1) とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を原料として化工でん粉を製造すること又は輸入でん粉を化工でん粉の原料として販売することを事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、法人格を有さない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者
- (2) 第1の2の(2)の用途に従って割当てを受けたアメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第15の6に掲げる調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらの者を構成員とする団体又は個人事業者
- (3) 割当年度の前年度又は割当年度において、第14の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

3 その他用

- (1) とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあつては登録事項証明書の内容欄、法人格を有さない団体にあつては団体規約の内容欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者
- (2) 第1の2の(3)の用途に従って割当てを受けたアメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第15の6に掲げる調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらの者を構成員とする団体又は個人事業者
- (3) 割当年度の前年度又は割当年度において、第14の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ事前に連絡した上で持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、追跡番号を受付担当課に速やかに連絡することとする。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類（TRQ-JP8）の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

なお、電子メールに添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とし、電子メールを分割して送信する場合は、件名の（申請者名）の後に、メールの本数がわかるように番号（分割番号／通し番号）を付することとする。

また、電子メールの送信後は、受信の確認のため、速やかに受付担当課（以下の連絡先）宛て必ず連絡することとする。

（宛 先）tariff_rapd@maff.go.jp

（連絡先）03-6744-2116

第7 提出書類

提出書類は、第1の2に定める用途ごとに以下のとおりとする。

ただし、以下に定める提出書類のうち、工場等に関する書類については、割当年度の前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、その内容に変更のない場合においては、工場等に関する書類の添付を必要としない。

また、以下に定める提出書類のうち、工場等に関する書類、登記事項証明書（若しくは団体規約又は個人事業の開業・廃業等届出書）の写しについては、割当年度に本関税割当てを2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

1 糖化用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

なお、関税割当申請書の記載については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

(2) 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（法人格を有さない団体の場合は、団体規約の写し、個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）以下「登記事項証明書等の写し」という。）

(3) 関税割当申請書類チェックリスト（別添様式1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

(4) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（糖化用）の輸入通関（購入）実績及び計画（別添様式2）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

(5) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（糖化用）の販売（使用）実績及び計画（別添様式3）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

(6) 工場等に関する書類

原料として販売する場合は不要。また、団体が申請する場合にあっては、使用する構成員の工場等に関する書類。

ア 製造機械配置図

イ 工場工程見取図

ウ 主要製造機械設備一覧（別添様式4）

(7) 関税割当に係る商流図（別添様式5。以下「商流図」という。）

(8) 関税割当証明書の写し

第4の1の(2)又は(3)の提出期間に関税割当申請書を提出する場合であって、割当年度に既に割当てを受けており、返納していない関税割当

証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写しを提出することとする。

なお、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用している場合は、直近の関税割当証明書（裏落）内容照会情報を印刷し、添付するものとする。

(9) 販売予定先の購入意思を証明する書類等

販売予定期間、販売予定数量の記載があり、購入予定事業者が確認していることがわかるものに限る。

なお、アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあつては、アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）を提出することとする。

(10) 第5の1の(2)に掲げる誓約書（別添様式6）

原料として販売する場合は、当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する場合にあつては、使用する構成員の誓約書を含む。

(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合
当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

イ 申請者が行政書士又は行政書士法人に委任し提出する場合

申請者の当該行政書士又は当該行政書士法人への委任状（記載要領様式第3）

2 化工でん粉用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

なお、関税割当申請書の記載については、記載要領によるものとする。

(2) 登記事項証明書等の写し

(3) 関税割当申請書類チェックリスト（別添様式１）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

(4) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（化工でん粉用）
の輸入通関（購入）実績及び計画（別添様式２）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

(5) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（化工でん粉用）
の販売（使用）実績及び計画（別添様式３）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

(6) 工場等に関する書類

原料として販売する場合は不要。また、団体が申請する場合にあっては、使用する構成員の工場等に関する書類。

ア 製造機械配置図

イ 工場工程見取図

ウ 主要製造機械設備一覧（別添様式４）

(7) 商流図（別添様式５）

(8) 関税割当証明書の写し

第４の１の(2)又は(3)の提出期間に関税割当申請書を提出する場合であって、割当年度に既に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写しを提出することとする。

なお、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用している場合は、直近の関税割当証明書（裏落）内容照会情報を印刷し、添付するものとする。

(9) 販売予定先の購入意思を証明する書類等

販売予定期間、販売予定数量の記載があり、購入予定事業者が確認していることがわかるものに限る。

なお、アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあつては、アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）を提出することとする。

(10) 第5の2の(2)に掲げる誓約書（別添様式6）

原料として販売する場合は、当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する場合にあつては、使用する構成員の誓約書を含む。

(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合
当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

イ 申請者が行政書士又は行政書士法人に委任し提出する場合
申請者の当該行政書士又は当該行政書士法人への委任状（記載要領様式第3）

3 その他用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

なお、関税割当申請書の記載については、記載要領によるものとする。

(2) 登記事項証明書等の写し

(3) 関税割当申請書類チェックリスト（別添様式1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

- (4) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（その他用）の輸入通関（購入）実績及び計画（別添様式2）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

- (5) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉（その他用）の販売（使用）実績及び計画（別添様式3）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

- (6) 関税割当申請に係る輸入でん粉等の概要（別添様式7）

- (7) 工場等に関する書類

原料として販売する場合は不要。また、団体が申請する場合にあっては、使用する構成員の工場等に関する書類。

ア 製造機械配置図

イ 工場工程見取図

ウ 主要製造機械設備一覧（別添様式4）

- (8) 商流図（別添様式5）

- (9) 関税割当証明書の写し

第4の1の(2)又は(3)の提出期間に関税割当申請書を提出する場合であって、割当年度に既に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写しを提出することとする。

なお、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用している場合は、直近の関税割当証明書（裏落）内容照会情報を印刷し、添付するものとする。

- (10) 販売予定先の購入意思を証明する書類等

販売予定期間、販売予定数量の記載があり、購入予定事業者が確認していることがわかるものに限る。

なお、アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあつては、アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）を提出することとする。

(11) 第5の3の(2)に掲げる誓約書（別添様式6）

原料として販売する場合は、当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する場合にあつては、使用する構成員の誓約書を含む。

(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合
当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

イ 申請者が行政書士又は行政書士法人に委任し提出する場合
申請者の当該行政書士又は当該行政書士法人への委任状（記載要領様式第3）

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、650t又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる各年度における合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第 1 の 2 に掲げる各年度における合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kg に満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が 1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

2 第 4 の 1 の (2) 及び (3) の割当て

第 4 の 1 の (2) の割当てにおける 1 申請者当たりの申請数量は、650 t、使用（販売）計画数量（割当年度の 8 月初日から 3 月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、第 4 の 1 の (3) の割当てにおける 1 申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の 1 月初日から 3 月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

また、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

なお、1 つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kg に満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が 1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

3 割当年度の前々年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度に割当てを受けたアメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の通関数量（複数回割当てを受けた場合はその合計通関

数量)を同年度における同品目の割当数量(複数回割当てを受けた場合はその合計割当数量)で除して得られる消化率が9割未満の者の割当年度における申請数量は、割当年度の前々年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の割当月から年度末までの月数(割当月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。)で除し、割当年度の関税割当証明書の割当予定月から年度末までの月数(割当予定月は1月と数える。)を乗じた数量を限度とする(注1)(注2)(注3)。

(注1)算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

(注2)割当年度の前々年度の第3回割当ての申請期間開始日の4週間前の火曜日(同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。ただし、割当年度が令和7年度の場合は令和5年11月21日(火)、割当年度が令和8年度の場合は令和6年11月19日(火)とする。)までに返還された割当数量は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

(注3)割当年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て又は第2回割当て申請の際に按分により割当数量が申請数量よりも削減された場合は、その削減された申請数量は、第2回割当て及び第3回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。

第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知

1 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書を割当年度の4月1日付で発給する。

ただし、割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

割当結果は、割当年度の初日の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、割当年度の4月1日(同日が行政機関の休日の場合

はその直前の開庁日)までに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 第4の1の(2)及び(3)の割当て

原則として各提出期間の最終日の翌日から起算して15日(行政機関の休日不算入)以内に発給するものとする。

割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

3 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1又は2の発給の日(第4の1の(1)の割当てについては4月1日)以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

第10 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

- (1) 割り当てた数量
- (2) 返還された数量
- (3) 消化(割当)率(第1の3に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量)
- (4) 再割当てに供する数量(割当可能数量)
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報(「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

- 1 アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月が該当する四半期（3か月）分から各月の輸入の有無に関わらず、各四半期翌月（7月、10月、1月、4月）の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に四半期ごとに提出するものとする。
 - (1) アメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の輸入通関及び販売（使用）の実績報告書（別添様式8）
 - (2) 申請時に提出した商流図に記載していない商流により輸入又は販売した場合は、当該商流に関する商流図（別添様式5）
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従った違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
 - (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
 - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
 - (3) 割当数量を全て消化したとき。
 - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
 - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

※必ず、郵便書留等の追跡可能な方法で送付すること。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別添様式9)

(2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(記載要領様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第13 用途外使用等の制限

1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用(又は販売)し、その他の用途には使用(又は販売)しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむ得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用(又は販売)し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用(又は販売)するため譲渡(以下「用途外使用等」という。)し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用(又は販売)する場合であっても、割当

てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。

- 2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」（T-1140）の承認書用の写しを添えて、受付担当課へ速やかに報告するものとする。

第14 関税割当証明書の効果及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効果を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効果及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効果及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度に割当てを受けたアメリカ産とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉の通関数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計通関数量）を同年度における同品目の割当数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計割当数量）で除して得られる消化率（※）が9割未満の者の割当年度の翌々年度における申請数量は、割当年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の割当月から年度末までの月数（割当月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、割当年度の翌々年度の関税割当証明書の割当予定月から年度末までの月数（割当予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする（注1）（注2）（注3）（注4）。

$$\text{消化率} = \frac{\text{（※） 割当年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{割当年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

（注1）算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

（注2）割当年度の第3回割当て申請期間開始日の4週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された割当数量

は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

(注3) 第13の2に規定する税関長からの用途外使用等の承認を受けた物品については、提出された「用途外使用等承認申請書」の承認書用の写しに記載された数量は、消化率の計算において、通関した数量に含めないものとする。

(注4) 割当年度の翌々年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て又は第2回割当て申請の際に按分により割当数量が申請数量よりも削減された場合は、その削減された申請数量は、第2回割当て及び第3回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。

- 5 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
- 7 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- 8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。